

8

中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成

(独) 勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度に新たに加入する事業主等に対して、その掛金の一部を助成するものであり、中小企業退職金共済制度への加入促進等を目的としています。退職金共済制度ごとに次の助成が行われます。

- I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成
- II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成
- III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成
- IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成

I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成

一般の中小企業退職金共済制度（主に中小企業の常用雇用者が対象。以下「中退共制度」という）は、中退共制度に加入している事業主が毎月納付する掛金を(独) 勤労者退職金共済機構が管理・運用し、労働者に退職金等を支給する仕組みです。

本助成は、同制度に新たに加入する事業主や、既に同制度に加入している事業主が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成するものであり、同制度への加入促進と退職金水準の向上を目的としています。

対象となる措置

本助成は、次の1または2の種類に応じ、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、それぞれ次の措置を実施した場合に行われます。

1 新規加入掛金助成

事業主が新たに中退共制度に加入し、掛金を納付すること

2 掛金月額変更掛金助成

事業主が対象労働者の掛金月額を増額変更すること（ただし、増額前の掛金月額が18,000円以下である場合に限る）

対象となる事業主

本助成の対象となる事業主は、次の1または2の種類に応じ、それぞれ次の要件のすべてを満たすことが必要です。

1 新規加入掛金助成

(1) 下表のいずれかに該当する中小事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(2) 初めて中退共制度に加入する事業主であること

注意 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主
- 2 解散存続厚生年金基金から資産移換の申出を希望する事業主
- 3 特定退職金共済事業を廃止した団体から資産引渡の申出を行う事業主
- 4 同居の親族のみを雇用する事業主
- 5 合併等に伴い企業年金から資産移換の申出を行う事業主
- 6 合併等をした日以後に、企業年金への資産移換を目的として初めて退職金共済契約を締結し、被共済者全員が資産移換のための契約解除をする事業主

2 掛金月額変更掛金助成

中退共制度に既に参加している事業主であること

注意 同居の親族のみを雇用する事業主は対象となりません。

助成額

本助成は、次の1または2の種類に応じ、それぞれ下記のとおり行われます。

1 新規加入掛金助成

- (1) 対象労働者の掛金月額の1/2（労働者ごとに上限5,000円）が、事業主が中退共制度に新たに加入してから4か月目より1年間控除されます。
- (2) 1週間の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額（掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれか）が適用されている場合は、(1)の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額がそれぞれ控除されます。

2 掛金月額変更掛金助成

対象労働者の掛金月額の増額分（増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額）の1/3の額が、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除されます。

受給手続

1 新規加入掛金助成

中退共制度に加入し、掛金を納付してください。

2 掛金月額変更掛金助成

(独) 勤労者退職金共済機構に掛金月額を増額する申出を行ってください。

利用にあたっての注意点

本助成の要件や手続き等の詳細については、中退共制度を運営する(独)勤労者退職金共済機構にお問い合わせください。

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234